

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除【中小卸売、小売及びサービス業】
2	要望の内容	適用期間内に対象設備(機械及び装置、又は器具及び備品)を取得により事業の用に供する青色申告書を提出する有線テレビジョン放送業を営む一定の法人又は個人に対する税額控除(取得価格の7%)又は特別償却(特別償却率:30%)の適用期限を延長する。 ・機械及び装置 1台又は1基の取得価格が280万円以上の設備 ・器具又は備品 1台又は1基の取得価格が120万円以上の設備
3	担当部局	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和62年度制度創設 ○昭和63年度からケーブルテレビ事業者に対する適用が認められ、平成元年度、平成3年度、平成5年度、平成7年度、平成9年度、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成19年度、平成21年度、適用期間を2年間延長されている。
6	適用又は延長期間	2年間(平成23年4月1日～平成25年3月31日)
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ケーブルテレビ事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として大きな役割を果たすとともに、地域密着型のメディアとして当該地域経済への貢献度合いが大きいことから、中小企業に該当するケーブルテレビ事業者の経営基盤の安定・強化のための投資を促進させることにより、ケーブルテレビの普及促進を図り、もって地域の活性化・情報化に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>ケーブルテレビは、地域社会における放送及び通信を提供する情報通信基盤として、大きな役割を果たしており、民主党INDEX2009における「情報格差の是正」「地上デジタル放送への円滑な移行」へ大きく寄与している他、ケーブルテレビが配信するコミュニティチャンネルは、地域における重要な情報発信手段として「地域経済の活性化」のためにも欠かせない存在となっている。</p> <p>また、中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること」と定められている。</p> <p>本税制措置は特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、上記の施策体系のなかで、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信(ICT政策) 3. ユビキタスネットワークの整備

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地上デジタルテレビ放送への完全移行等放送のデジタル化に対応し、高度情報通信ネットワーク社会を形成するメディアの一つとして国民の多種多様なニーズに答え、地域の活性化、情報化に資するために、ケーブルテレビのデジタル化を推進し、有線テレビジョン放送の普及促進を図る。</p>														
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>ケーブルテレビの加入世帯を有線テレビジョン放送の普及の指標とする。 平成23年度末 3,300万世帯 平成24年度末 3,350万世帯</p>														
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制の活用により、経営基盤が必ずしも安定しているとは言えない中小企業に該当するケーブルテレビ事業者の積極的な投資を促進し、経営基盤の安定・強化を行うことで、有線テレビジョン放送の普及が図られる。</p> <p>これにより、地域における行政情報等を中心としたコミュニティチャンネルの提供や、安定的な情報通信基盤を地域住民に提供される等、地域の活性化、情報化に寄与する。</p>														
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成20年度 8件 平成21年度 5件 平成22年度 9件(推計) 平成23年度 7件(推計) (算出方法は、アンケート調査による。)</p>														
		② 減収額	<p>減収見込額</p> <p>平成20年度 24.5百万円 平成21年度 50.7百万円 平成22年度 10.9百万円(推計) 平成23年度 4.8百万円(推計) (算出方法は、アンケート調査による。)</p>														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成21年度)</p> <p>本税制の活用により、中小企業に該当するケーブルテレビ事業者における、近年の著しい技術革新等へ対応するための設備投資が促進され、経営基盤が安定・強化される。その結果、ケーブルテレビの普及促進が図られ、地域の活性化、情報化に資する。</p> <p>本税制の利用事業者へのアンケート調査によると、「設備投資資金を確保できた」(アンケート回答者の75%)「運転資金を確保できた」(アンケート回答者の37.5%)といった回答が得られており、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、経営基盤の安定・強化に寄与していることが伺える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成24年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(加入目標)</th> <th>(実績)</th> <th>(目標達成率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度末</td> <td>3,000万世帯</td> <td>2,986万世帯</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度末</td> <td>3,100万世帯</td> <td>3,130万世帯</td> <td>100%超</td> </tr> <tr> <td>平成21年度末</td> <td>3,150万世帯</td> <td>3,264万世帯</td> <td>100%超</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、これまでほぼ目標を達成してきている。さらなる有線テレビジョン放送の普及促進を図り、地域の活性化、情報化に資するため、平成23年度末に3,300万世帯、平成24年度末に3,350万世帯の目標を新たに設定する。</p>		(加入目標)	(実績)	(目標達成率)	平成19年度末	3,000万世帯	2,986万世帯	99.3%	平成20年度末	3,100万世帯	3,130万世帯	100%超	平成21年度末	3,150万世帯
	(加入目標)	(実績)	(目標達成率)														
平成19年度末	3,000万世帯	2,986万世帯	99.3%														
平成20年度末	3,100万世帯	3,130万世帯	100%超														
平成21年度末	3,150万世帯	3,264万世帯	100%超														

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>ケーブルテレビ事業者の多くは、大企業等と比較し財政基盤の脆弱な中小企業に該当するが、本税制が延長されない場合、技術革新等へ対応するための設備投資に消極的になり、地域の活性化・情報化に支障が生じる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成24年度)</p> <p>平成22年度の本税制の利用事業者へのアンケート調査によると、「設備投資資金を確保できた」(アンケート回答者の75%)「運転資金を確保できた」(アンケート回答者の37.5%)といった回答が得られており、本税制が設備投資を後押ししている状況が伺え、これによりケーブルテレビの普及促進が図られ、地域の活性化・情報化に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ケーブルテレビ事業は、地域社会における基幹的な情報通信基盤として非常に重要な役割を果たしているが、中小のケーブルテレビ事業者は必ずしも経営基盤が強固とは言えない状況にある。</p> <p>そのため、本税制のような、補助金等の認定が必要な措置と比べ、要件を満たす設備投資に対して広く使える制度が必要とされている。</p> <p>さらに、本税制は、高度化設備を導入するためのインセンティブの付与を与えるような、設備投資意欲を最大限引き出せる措置として適正である。</p> <p>また、ケーブルテレビは、放送・通信という公共性の高い情報通信基盤の重要な担い手であるが、財政基盤は必ずしも強固とは言えない中小企業者も多く、また、設備産業であるため、数年毎の大規模な投資が不可欠であることから、本税制は制度創設後10年を超えているが、投資意欲を刺激し、経営の安定・強化を促すため、引き続き支援を行っていく必要がある。なお、業界の規模が小さいため、利用件数自体は近年2桁台以下であるが、対象事業者に該当するケーブルテレビ事業者の1割程度が毎年利用しており、本税制の存続が望まれている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—